

☆お得な司法書士年金をぜひご検討ください！！
☆すでにご加入の方は「増口」をしてみませんか！！

【特長】

1. 加入した時点から変わらない高利回り（令和3年7月2日時点で年利1.5%）で、年金額が予め決まっている**確定給付型**の年金です。
参考値（某メガバンク定期預金金利年利0.002%の750倍）
816,000円の年利は12,240円に対して定期預金は16.3円
2. また、支払った掛金は**全額社会保険料控除**の対象となり所得税・住民税の軽減効果が大きいばかりでなく、支給時においても年金は公的年金等控除の対象となり、二重の節税効果が得られます。
3. この様に優遇される年金制度のため上限が定められており月額68,000円年額816,000円を限度としております。
4. 万一の場合、遺族一時金を支給(B型を除く)。遺族一時金は非課税です。
5. **毎月の掛金はいつでも増額、減額が可能です。**

【加入できる方】

1. 司法書士業務に従事している方(司法書士・補助者・事務職・配偶者)で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者であること。なお、平成25年4月から60歳以上65歳未満で国民年金の任意加入被保険者の方が司法書士年金基金へご加入できるようになりました。
2. 国民年金の保険料が免除されていないこと(一部免除、学生納付猶予の特例、納付猶予を含む)
3. 司法書士国民年金基金以外の国民年金基金の加入者でないこと
4. 厚生年金や農業者年金基金の加入者でないこと

【司法書士国民年金基金と確定拠出年金(iDeCo)】

- ・ 国民年金基金は「確定給付年金」で将来の年金額が予め決まっています。そのため将来の受取額の想定が容易となり、老後の生活設計にお役に立てると考えております。
- ・ 「確定拠出年金 (iDeCo)」は、ご自分の掛金(年金資産)の運用方法を自ら決定します。将来の年金額は運用実績によって変動しますので、確定していません。
- ・ 司法書士年金と確定拠出年金(iDeCo)は併用してご加入が可能です(ただし、併せて月額6万8千円までとなります)。それぞれの特長を踏まえてバランスよくご加入を検討されてみてはいかがでしょうか。

≪資料請求は請求用紙で・お問い合わせは下記に≫

司法書士国民年金基金

〒160-0003東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館4階

Tel.03-3341-2561 Fax03-3341-4130 nenkin@sknkikin.or.jp

ホームページアドレス：<http://www.shihoshoshi-nenkin.tsknet.or.jp/>

FAX 資料請求用紙 (ご加入用)

(FAX03-3341-4130)

司法書士国民年金基金 TEL03-3341-2561

下記の事項にご記入のうえ、送信いただければ、具体的な加入プランをお送りいたします。

加入パンフレット一式を請求します。

ご氏名： _____

_____ 司法書士会 登録番号： _____

生年月日： 昭和・平成・西暦 _____ 年 月 日

性別： 男性・女性 (いずれかに○)

ご住所： 〒 _____

TEL： (_____) _____ - _____

Fax： (_____) _____ - _____ ※プランをF a xでご希望の場合

ご加入プランをご希望の場合は、次の質問にお答えください。

① 毎月の掛金額は、いくらまでかけられますか。(最高限度額68,000円)

毎月 _____ 万円程度 または 年間 _____ 万円程度

② 受給される年金プランについて、お答えください。複数のプラン作成可能。

- 65歳から終身変わらず貰いたい (A型プラン) …………… (Yes No)
- 65歳から80歳までを充実させたい (A型・I型プラン) …… (Yes No)
- 60歳から年金を貰いたい (A型・Ⅲ型プラン) …………… (Yes No)

その他、いろいろな組み合わせがありますので、ご希望の方は基金までご相談ください。

FAX 資料請求用紙 (増口用)

(FAX03-3341-4130)

司法書士国民年金基金 TEL03-3341-2561

下記の事項にご記入のうえ、送信いただければ、具体的な増口プランをお送りいたします。

増口一式を請求します。

ご氏名： _____

_____ 司法書士会 登録番号： _____

加入員番号： 6000- _____

ご住所： 〒 _____

TEL : (_____) _____ - _____

Fax : (_____) _____ - _____ ※プランをF a xでご希望の場合

増口プランをご希望の場合は、次の質問にお答えください。

① 毎月の掛金額は、いくらまで増やせますか。(最高限度額68,000円)

毎月 _____ 万円程度 または 年間 _____ 万円程度

② 受給される年金プランについて、お答えください。複数のプラン作成可能。

- 65歳から終身変わらず貰いたい (A型プラン) (Yes No)
- 65歳から80歳までを充実させたい (I型プラン) (Yes No)
- 60歳から年金を貰いたい (III型プラン) (Yes No)

その他、いろいろな型がありますので、ご希望の方は基金までご相談ください。